

管継手の材料に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 D 編及び N 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

管継手の材料に関する事項

改正理由

本会は、鋼船規則 D 編において、1 類管等に使用する突合せ溶接式及びさし込み溶接式管継手（以下、管継手という。）に対し、材料、溶接等に関する要件を規定している。これらの規定のうち、管継手に用いる材料は、鋼船規則 K 編の規定に適合したものを使用するように規定している。また、加工過程で熱間加工を施す場合、加工の前後で材料成分が変化することから、加工後も材料試験を行うように規定している。

このうち加工過程で熱間加工を施す場合、管継手は、加工後において材料試験を実施することで、その健全性を確認できると考えられることから、当該要件について見直しを行っていた。

その結果、加工後においてのみ鋼船規則 K 編の規定への適合を確認することとし、この場合には、本会が予め管継手の加工方法等を確認することを条件に、管継手の材料として国家規格に適合した材料を使用することができる旨関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 1 類管等に使用する管継手について、製造工程で熱間加工等を行う場合であって、予め本会の使用承認を受けた場合には、JIS 規格等の国家規格に適合した材料を用いることができる旨改めた。
- (2) 1 類管等に使用する管継手の材料として、JIS 規格等の国家規格に適合した材料を使用する場合の承認試験内容を規定した。